

長谷工業団地東側産業系 1 2 号区域への立地について

吉見町西部の丘陵部に位置し、土地区画整理事業により造成された長谷工業団地に隣接しています。町の土地利用構想に基づき、工業系の企業立地を進めています。

登記簿面積	約 4. 2 h a （現況は約 6 h a）
登記簿地目	田・畑・山林・雑種地 （現況は山林）
予定建築物の用途	<p>次のア、イ若しくはア及びイ併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これに類する用途に供する部分は除く。）とします。</p> <p>ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第 5 1 条ただし書許可を受けたもの及び破碎、焼却等の処分の用に供するものを除きます。</p> <p>ア 流通業務施設 建築基準法別表第 2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、<u>倉庫及び荷さばき場</u></p> <p>イ 工業施設 建築基準法別表第 2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、<u>工場</u></p>
区域区分	市街化調整区域（都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に基づく町条例第 6 条第 1 項第 1 号の指定区域）
建蔽率	6 0 %
容積率	1 0 0 %
その他の建築形態規制	道路斜線・隣地高さ制限・日影規制